



## 所得税のたな卸資産の評価方法の届出書 減価償却資産の償却方法

税務署長殿  平成 ____年 ____月 ____日提出	納 税 地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)  (TEL _____)		
	上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。  (TEL _____)		
	フリガナ 氏 名		生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日生
	職 業	フリガナ 屋 号		

たな卸資産の評価方法減価償却資産の償却方法については、次によることとしたので届けます。

1 たな卸資産の評価方法

事 業 の 種 類	た な 卸 資 産 の 区 分	評 価 方 法

2 減価償却資産の償却方法

減 価 償 却 資 産 の 種 類 設 備 の 種 類	構 造 又 は 用 途 、 細 目	償 却 方 法

3 その他参考事項

(1) 上記2で「減価償却資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合

建物の取得年月日 昭和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 (相続による取得の場合は、相続の日)

(2) その他

関与税理士	
(TEL _____)	

税 務 署 欄	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C	D	E
	0						

## 書 き か た

- 1 この届出書は、たな卸資産の評価方法及び減価償却資産の償却方法の届出をする場合に提出するものです。
- 2 たな卸資産の評価方法の届出ができるのは、①新たに事業を開始した場合、②従来の事業のほかにも他の種類の事業を開始した場合又は③事業の種類を変更した場合です。
- 3 減価償却資産の償却方法の届出ができるのは、①新たに事業を開始した場合、②すでに取得している減価償却資産と異なる種類の減価償却資産を取得した場合又は③従来の償却方法と異なる償却方法を選定する事業所を新たに設けた場合です。
- 4 従来のたな卸資産の評価方法や減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合は、この届出書ではなく、「所得税の たな卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法 変更承認申請書」により変更の申請をしてください。
- 5 この届出書は、上記 2 又は 3 に掲げた届け出ることのできる場合の日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。
- 6 この届出書の標題及び本文の中の「たな卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要の文字を抹消してください。
- 7 「1 たな卸資産の評価方法」の各欄は、次のように書いてください。
  - (1) 「事業の種類」欄には、その評価の方法を採用する事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと書きます。
  - (2) 「たな卸資産の区分」欄には、その評価の方法を採用するたな卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと書きます。
- 8 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように書いてください。
  - (1) 「減価償却資産の種類、設備の種類」欄には、その選定する償却の方法を採用する資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと書きます。
  - (2) 「構造又は用途、細目」欄には、その選定する償却の方法を採用する資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと書きます。

(注) 平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した「建物」の償却方法は、定額法に限る（定率法の選択はできません。）こととされています。
- 9 「3 その他参考事項」欄には、届出をすることとなった事情等を具体的に書いてください。